

苦小牧市受動喫煙防止条例が施行されました！

健康支援課 ☎(32)6407

4月1日から改正健康増進法と苦小牧市受動喫煙防止条例が施行され、喫煙ルールが大きく変わります。具体的に何がどう変わるのか、今回の法改正の概要や条例の内容について分かりやすくご紹介します。“空気もおいしいまち”の実現に向け、事業者や市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

改正健康増進法 4つのポイント

**原則
屋内禁煙**

多くの人を利用する施設は、原則屋内禁煙です

**20歳未満
立入禁止**

20歳未満の方は、喫煙エリアに入ることができません

**喫煙室の
設置が必要**

屋内での喫煙には、喫煙室の設置が必要

**標識掲示が
義務化**

喫煙室がある場合など、標識の掲示が義務化されました



さらに

施設の類型や場所によって、受動喫煙対策の内容が異なります。
施設を管理されている方は、施設の類型に応じた適切な受動喫煙対策をお願いします

※もっと詳しく知りたい方は、苦小牧市受動喫煙防止対策ガイドラインや条例概要版リーフレットをご覧ください

ガイドライン



リーフレット



15 市からのお知らせ
福祉／暮らし／
催し・講座／
スポーツ／相談／募集

12 健康ガイド
健康教室／健康相談／
健康NEWS ほか

10 カルチャーガイド
おでかけガイド

4 特集
市政方針
教育行政執行方針
令和2年度の予算
が決まりました

2 クローズアップ
苦小牧市受動喫煙防止
条例が施行されました！

広報
とまごまい

